

新地町耐震改修促進計画 (改定)



令和元年 6月

新地町

目 次

はじめに

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	耐震化を図る建築物	3

I 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1	想定される地震の規模、被害の状況	4
2	耐震化の現状	7
3	耐震改修等の目標の設定	9
4	公共建築物の耐震化の目標	10

II 建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための施策

1	耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針	12
2	耐震診断・改修の促進を図るための支援策	12
3	安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	13
4	地震時の建築物の総合的な安全対策	13
5	地震発生時に通行を確保すべき県指定の道路（参考）	14

III 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

1	地震ハザードマップの作成・公表	14
2	相談体制の整備	15
3	耐震診断・改修に関するPR	15
4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	15
5	自主防災組織との連携	15

IV 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための連携等

1	所管行政庁との連携	16
2	福島県耐震化・リフォーム等推進協議会への参加	16

V その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

1	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の実施	16
2	その他	16

資料編

・ 特定建築物となる要件一覧表（表9）	17
---------------------	----

はじめに

1 計画策定の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

- 平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招き、このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（以下「新耐震基準」これ以前の基準を「旧耐震基準」という。）に適合していない住宅・建築物でした。
- その後も宮城県北部連続地震や、当町にも大きな被害をもたらした平成17年の宮城県沖地震、平成16年、19年には新潟県中越及び新潟県中越沖地震などが頻発し、平成23年には東北地方太平洋沖地震が発生し、現在も多くの方々が避難生活を強いられております。また、福岡県西方沖地震は、大地震の発生の可能性が低いといわれていた地域でも発生し、直近で起きた熊本地震、大阪北部地震では住宅などの被害が見られたほか、法基準に満たないブロック塀の倒壊による人的被害も発生しております。
- このように、日本全国では大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、特に日本海溝・千島海溝周辺の高海溝型地震、とりわけ福島県沖地震、三陸沖から房総沖の高海溝寄りの領域で発生する地震については、甚大な被害が想定されることから、本町への影響も無視できない状況にあります。
- 政府の中央防災会議防災基本計画（平成29.4.11改正）では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ最優先に取り組むべきものと位置づけており、平成29年7月に改定した福島県耐震改修促進計画の中でも耐震化が県民の多くの生命や財産を守るために効果的としています。
- したがって、住宅・建築物を大地震の振動に対して大きく壊れないようにすること、すなわち「耐震化」が、町民の多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的であると言えます。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正

- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法：以下「法」という。）が制定され、その後、地震防災推進会議の提言を受け、平成18年1月に一部が改正され、平成25年11月にも一部が改正されました。なお、主な改正内容は以下のとおりです。

平成18年1月改正内容

- ① 計画的な耐震化の推進
- ② 建築物に対する指導等の強化
 - ・ 道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
 - ・ 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加（従前は、百貨店、劇場など不特定多数利用の建築物が対象）
 - ・ 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表、建築基準法による改修命令

- ③ 支援措置の拡充
 - ・耐震改修支援センターによる耐震改修に関する情報提供等
- また、平成 18 年 1 月 25 日に国の基本方針として以下のとおり告示されました。
 - ① 耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的事項
 - ② 耐震診断及び耐震改修の実施の目標の設定に関する事項
 - ・住宅及び特定建築物の耐震化率 各々75%→90% (10年)
 - ・耐震診断 住宅 100万戸 特定建築物 3万棟 (5年)
 - ③ 耐震診断及び耐震改修の実施について技術的指針となる事項
 - ④ 啓発及び知識の普及に関する基本的事項
 - ⑤ 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的事項
- 国の方針に基づき県は平成 19 年 1 月、福島県耐震改修促進計画を策定したが、その実効性を高めるためには市町村の計画策定と推進が欠かせないものとなっています。

平成 25 年 11 月改正内容

- ① 病院、店舗、旅館等の不特定多数が利用する建築物及び学校、老人ホーム等避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものなどについて、耐震診断を行い報告することを義務付けし、結果を公表する。
- ② 耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大されて新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。
- ③ 区分所有建築物（マンション等）について、耐震改修の必要性の認定を受けた建築物の大規模な耐震改修について、決議要件を緩和した。（3/4 以上から 1/2 超に緩和）
- ④ 耐震性に係る表示制度を創設し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示ができることとした。

2 計画の位置付け

- 本計画は、法第 6 条の規定に基づき、国県の※基本方針を踏まえて、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するものであります。 ※国の基本方針・・・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成 18 年 1 月 25 日）
- 策定にあたっては、「福島県地域防災計画・地震・津波災害対策編（平成 29 年 2 月 10 日修正）」を踏まえるとともに、「既存建築物総合防災対策推進計画要綱（平成 7 年 12 月改正）」の必要部分を継承し、本計画と新地町地域防災計画の連携を図り、必要に応じて見直し等を行って行くものとします。

3 計画の期間

- 本計画は、令和元年度から令和 10 年度までとし、地震の発生被害、社会情勢の変化等により、随時本計画の見直しを行うこととします。

4 耐震化を図る建築物

- 町民及び町は、自ら所有又は管理する建築物について、地震に対して安全性を確保するよう努力する必要がある、建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、優先的に耐震化を図るべき建築物として、以下に示す建築物を対象とします。
 - ① 住宅
町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点から個人住宅の耐震化を促進します。
 - ② 特定建築物
法第 14 条に規定する特定建築物（多数の者が利用する学校、老人ホーム、病院、劇場、集会場、百貨店、店舗、事務所、ホテル、旅館、福祉施設、工場、賃貸住宅等：表 9 参照）
 - ③ 防災上重要建築物
町内の防災上重要な建築物（表 5 参照）
- 特に公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となり、多くの町民が集まることから、耐震化を積極的に推進します。（表 6 参照）
- ブロック塀は災害時における倒壊等により、避難路の遮断や生命を確保するため耐震対策を推進します。

I 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

① 双葉断層地震

福島県地域防災計画では、広い県土や地質の特性から、内陸部で3つ、海洋部で1つの計4つの地震を想定しております。(図1参照) しかし、双葉断層を起源とする地震の発生確率は低いとされているものの発生した時の震度は本町で震度6強とされております。(図2参照)

図1 福島県地域防災計画・震災対策編による想定地震の位置 (平成28年修正)

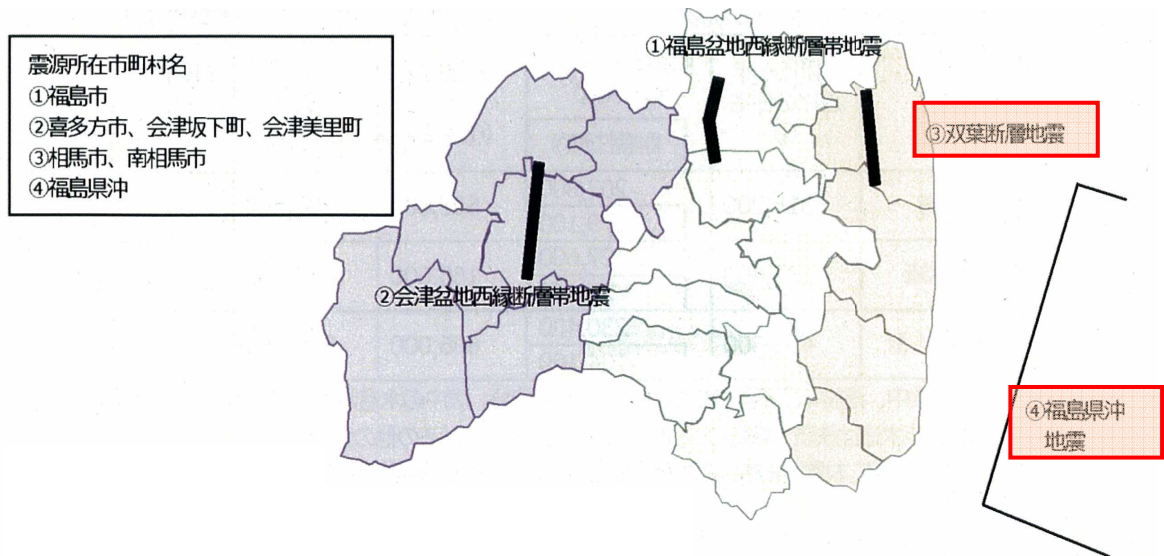
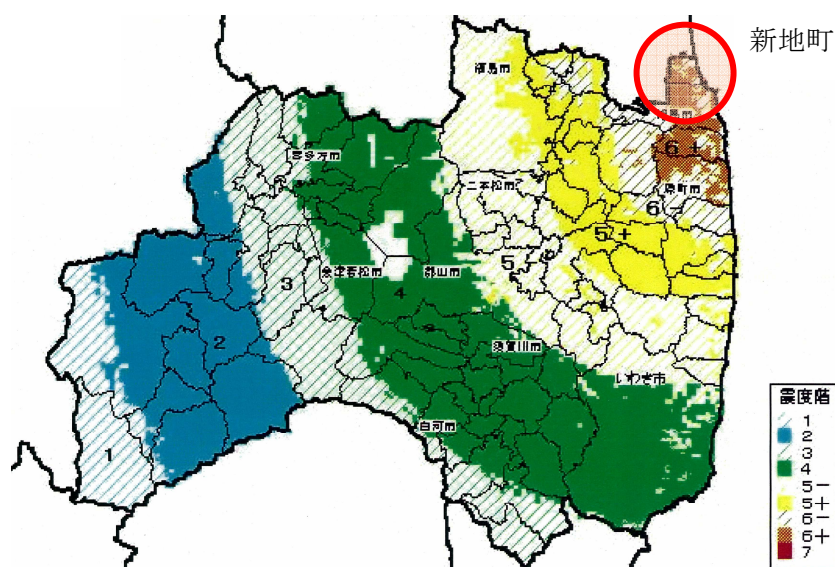


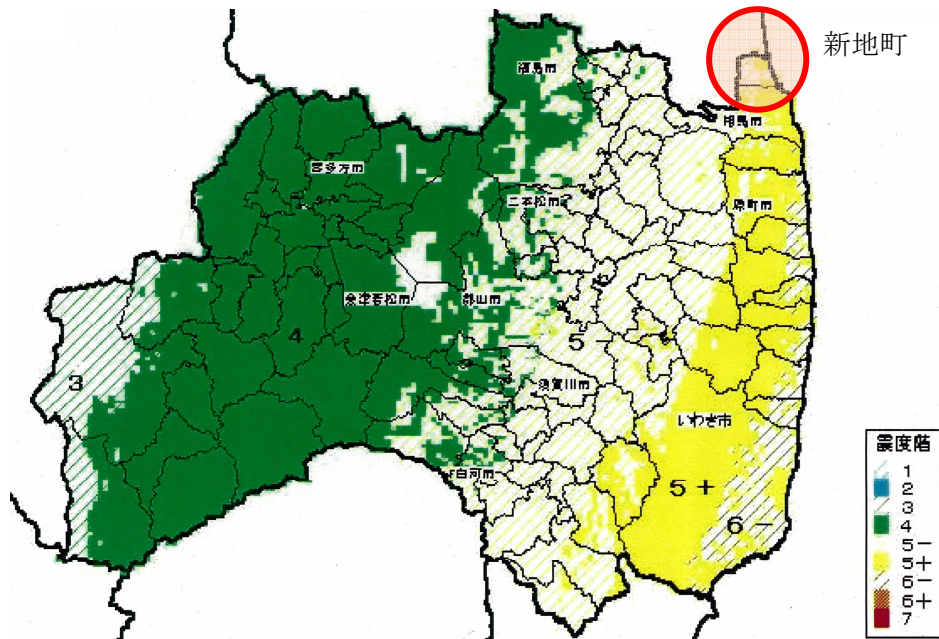
図2 双葉断層を震源域とした深度分布図 (マグニチュード 7.0)



② 福島県沖地震

いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で起きる大きな揺れの発生が予想されています。(図3参照)

図3 福島県沖を震源域とした深度分布図 (マグニチュード 7.7)



③ 宮城県沖地震

宮城県東方沖を震源とする地震で、海洋プレートと大陸プレート境界部の大陸プレート側を震源として周期的に発生するマグニチュード 7.5 前後の地震であり、これまで 25~40 年の比較的短い間隔で周期的に発生している。

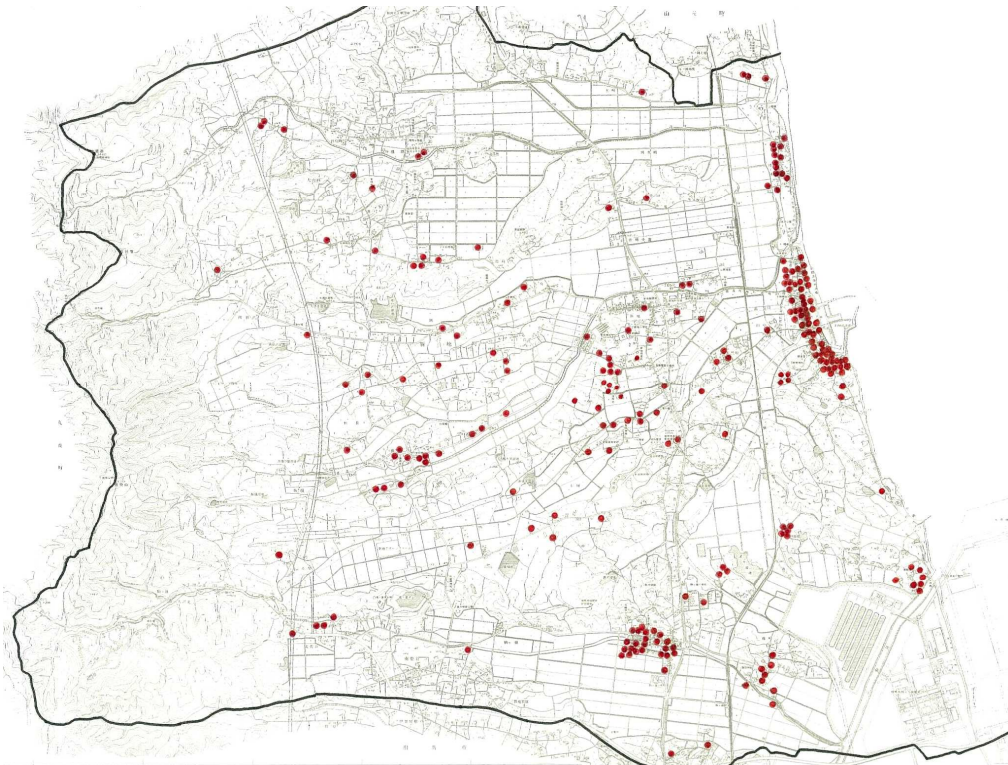
昭和 53 年に発生した宮城県沖地震では、県北地方及び相双地方北部で震度 5 を記録し、建物被害は全壊 6 棟、半壊 50 棟の報告があり、800 戸以上の住宅に何らかの被害があったとされています。

また、平成 17 年の宮城県沖を震源とする地震では、宮城県で最大震度 6 弱を記録し、住宅被害が 326 棟に対し、福島県においては最大震度 5 強にもかかわらず、住宅被害は 1.7 倍に上る 554 棟となっております。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第 3 条の規定により、本町は防災対策推進地域として指定されており、震度 6 弱以上の地震発生が見込まれています。

このため、今後発生するものと予想される宮城県沖地震においては、相双地方北部地区において前回と同程度かそれ以上の建築物の被害が想定されています。

図4 平成17年8月16日発生 of 宮城県沖地震による家屋の被害箇所分布図



● 被害箇所 --- 250 棟 (主に屋根の被害)

同地震による被害状況

屋根の「ぐし瓦」の被害が目立ち、しばらくは、ブルーシートで応急措置された光景が見られた。





転倒防止対策が無かったテレビの落下。寝ている時に発生していたらケガの可能性が高く、家具等の転倒や落下防止策が重要となる。

2 耐震化の現状

(1) 個人住宅

- 住宅の耐震化の現状は下表のとおりであり、まだ 25% 近くの住宅で耐震性が不十分と推測されます。耐震性能を有しない住宅のうち、建替による耐震化も考えられますが、今後も耐震診断と併せて耐震改修を促進する必要があります。

表 1 個人住宅の耐震化の現状 (町資料及び県計画から推計)

区 分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前 の住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能 有住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性能有 ③			
木 造	1,241	821	2,062	1,546	74.9
		305			
非木造	119	23	142	134	94.3
		15			
合 計	1,360	844	2,204	1,680	76.2
		320			

※平成 27 年国勢調査の世帯数をもとに、固定資産税台帳を参考に推計した。

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※平成 15 年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和 55 年以前の木造住宅のうち 33% を耐震性能有とした。

※昭和 55 年以前の非木造住宅のうち、昭和 46 年以前のもの耐震性能が無いものと見なした。

(2) 特定建築物

- 本町の、法第 14 条に掲げる一定規模以上の建築物（「耐震関係規定」に適合する建築物を含む。以下「多数の者が利用する建築物」 ---資料編・表 9 参照）の耐震化の現状は以下「表 2」のとおりであり、耐震化率は 100%となっております。

表 2 特定建築物の耐震化の現状

建築物名称	用途	耐震性能の有無	規模要件
1. 新地町役場庁舎	事務所	有	3F/1,000m ²
2. 新地町総合体育館	体育館	有	1F/1,000m ²
3. 保健センター・図書館	複合施設	有	2F/1,000m ²
4. 尚英中学校	学校	有	2F/1,000m ²
5. 新地小学校	学校	有	2F/1,000m ²
6. 駒ヶ嶺小学校	学校	有	2F/1,000m ²
7. 相馬共同火力西久保寮	寄宿舍	有	3F/1,000m ²
8. 小川住宅	共同住宅	有	3F/1,000m ²
9. 福田小学校	学校	有	2F/1,000m ²
10. 新地高等学校	学校	有	2F/1,000m ²
11. 渡辺病院	病院	有	3F/1,000m ²
12. 石油資源開発新地寮	寄宿舍	有	3F/1,000m ²
13. ホテルグランド	ホテル	有	3F/1,000m ²

- 法第5条第3項第2号に掲げる地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が福島県の本計画に記載された道路（ただし「福島県地域防災計画」の緊急輸送路に限る。）に接する建築物で問題がある建物はありません。

3 耐震改修等の目標の設定

- 10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減（中央防災会議「地震防災戦略」）させる観点から、本町の住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の住宅76.2%を令和10年度までに県計画と同水準の95%とすることを目標とします。
- また、特定建築物で町所有の建築物は100%耐震化されており、新地高等学校は福島県の計画に基づき耐震化が図られるものとします。

表3 耐震改修促進計画の目標値

耐震化率の区分	現況 (平成27年度)	目標値 (令和10年度)
住宅	76.2%	95%
特定建築物（法第6条第1号）	100%	-
防災拠点施設（庁舎・公益上必要な施設）	100%	-
避難施設（学校・体育館等）	100%	-
緊急医療施設（病院・診療所）	-	-
居住施設（共同住宅・宿泊施設）	100%	-
不特定多数が利用する施設	100%	-
多数が利用する施設	100%	-

- 住宅の耐震化率を95%とするためには、令和10年までに410戸弱の耐震化を図る必要があります。新地町では宮城県沖地震への関心も高いことから、これまで以上のペースでリフォームが進み、毎年30戸程度の改修が行われた場合10年間で300戸が耐震化され、残る約110戸について耐震診断から改修までつなげて行くことが必要となります。

今後は、全面的に建替される戸数及び既存住宅の耐震改修が行われた戸数を把握することにより検証していきます。

4 公共建築物の耐震化の目標

(1) 公共建築物（県が所有する建築物を含む）の耐震化の目標

- 公共建築物については、庁舎は被害情報収集や災害対策本部、学校は避難場所としての活用、病院は災害による負傷者の治療など、それらの多くが震災対策の拠点として活用されます。このため、地震時の利用者の安全確保だけでなく、被災後の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物等の耐震性能確保が求められるとの認識のもと、公共建築物等の耐震化の促進については、率先して取り組むこととします。

(2) 町が所有又は管理する公共建築物の耐震化の目標設定

- 町が所有又は管理する建築物（以下「町有建築物」）は、8 ページ表 2 の他に、特定建築物には該当しない次の建築物があり、過去に行った耐震診断の結果は以下のとおりです。

表 4 特定建築物に該当しない町有施設の耐震化の現状

施設名	構造	建築年	耐震診断実施結果
農村環境改善センター	R C	S 63	新基準対応
農業後継者センター	R C	S 46	H11 N G
老人憩いの家	R C	S 47	H11 O K
福田保育所	S	S 55	H11 N G
新地保育所	R C	S 56	新基準対応
駒ヶ嶺保育所	R C	S 59	新基準対応
新地町柔剣道場	S	H01	新基準対応
勤労青少年ホーム	S	S 57	新基準対応
新地児童館	W	H17	新基準対応
消防・防災センター	S	H28	新基準対応

- 新地町地域防災計画では防災上重要な建築物を次のとおり定義しています。
 - (ア) 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町庁舎及び公民館等の町有施設
 - (イ) 震災時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、病院等
- これらのことから、本計画において町が耐震対策の対象とする建築物は、次の①と②のうち、旧耐震基準により建築され耐震性のない建築物とします。（以下「対象建築物」という。）

① 町の防災上重要建築物

表5 防災上重要な町有施設

施設名	構造	建築年	耐震性
役場庁舎	SRC	H14	有
農村環境改善センター	RC	S63	有
保健センター	RC	H8	有
福田勤労青少年ホーム	S	S57	有
福田小学校	RC	S43	有
新地小学校	RC	H3	有
駒ヶ嶺小学校	RC	H11	有
尚英中学校	RC	H8	有
新地町総合体育館	RC	H9	有
消防・防災センター	S	H28	有

(参考：町の防災上重要な民間の医療機関等)

- ・菅野医院
- ・遠藤内科医院
- ・渡辺病院

② 特定建築物（表2）

法第14条の規定に基づく多数の者が使用する一定規模以上の建築物。この規定による町が所有または管理し、耐震性を満たさない施設はありません。

従って、本計画で対象とする耐震化が必要な建築物は以下のとおりとします。

表6 本計画の対象建築物

施設名	構造	建築年
1. 農業後継者センター	RC	S46
2. 福田保育所	RC	S55

(3) 公的賃貸住宅の耐震化の現状

- 公的賃貸住宅として町営住宅108戸、災害町営住宅129戸、及び定住促進住宅68戸があります。うち旧耐震基準により建設された住宅は町営愛宕住宅の3棟15戸であり、簡易耐火平家造の簡易耐震診断の結果、耐震性は確認されています。その他の町営住宅、災害町営住宅、及び定住促進住宅も新耐震基準で建築されており、町内の全ての公的賃貸住宅は耐震性能を満たしています。

表 7 公的賃貸住宅の耐震化の状況 (平成 30 年調査による戸数)

区 分	昭和56年 以降の公的 賃貸住宅 ①	昭和55年以前 の公的住宅②	公的住宅数 ④ (①+②)	耐震性能有 公的住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性能有③			
町 営 住 宅 (災害公営含む)	222	15	237	237	100
		15			
定住促進住宅	68	0	68	68	100
		0			
合 計	290	15	305	305	100
		15			

II 建築物等の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策に係る基本的な取組み方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識を持って地震防災対策に取り組むことが不可欠です。
- 町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として国から指定を受けていることから、町内全域を重点地区と定め国や県と連携し、耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策を行いやすい環境を構築するとともに、地元建築関係団体と協力し、地域に根ざした取り組みを行います。

2 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための支援策

- 建築物の所有者等に対し、建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物等の耐震化の促進を図ります。
- 平成 17 年度から国県町の補助による木造住宅の耐震診断事業を行っていますが、今後も事業を継続し判定で要改修となった住宅の計画的な改修等を促します。

①対象住宅

- ・旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工された戸建て住宅）により建設された戸建て住宅で、一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法による木造 3 階建て以下の住宅

②補助等（今後改正あり）

- ・耐震診断（実績） 診断費用約 15 万円のうち、個人負担額「1 万円弱程度」
- ・耐震改修 耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準に満たない住宅
一般改修：工事費の 1/2（最大 100 万円まで）
段階改修：工事費の 1/2（最大 60 万円まで）

③耐震診断実績

- | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| ・平成 17 年度実績 | ： 5 戸 | ・平成 21 年度実績 | ： 5 戸 |
| ・平成 18 年度実績 | ： 5 戸 | ・平成 22 年度実績 | ： 5 戸 |
| ・平成 19 年度実績 | ： 5 戸 | ・平成 23 年度実績 | ： 5 戸 |
| ・平成 20 年度実績 | ： 5 戸 | | |

- 平成 31 年度から通学路等に面し、地震等により倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を行う所有者を対象に費用の一部負担を行い、危険ブロック塀の撤去を促します。

①対象ブロック塀等

道路等に面し、高さが 1.2メートル以上のコンクリートブロック造、れんが造その他これらに類する構造の塀及び門柱。

②補助等

撤去面積に 1 平方辺り 1 万円を乗じて得た額と工事費いずれか少ない額の 2/3（最大 10 万円まで）

- 県と県内金融機関は、相互連携して住宅政策を推進することを目的に平成 18 年 9 月 15 日に協定を締結し、耐震改修についても地域貢献の一環として金融機関が自ら金利優遇などの制度構築を進めています。町も、こうした金融機関の優遇制度について広報を行うなど、連携して耐震改修の促進を誘導します。
- 公共建築物はもとより、民間建築物についても耐震診断と耐震改修が促進されるよう、国庫補助事業である「住宅・建築物耐震改修等事業」等についての広報を行います。

3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

- 近年、耐震改修を名目とした悪徳リフォームが横行するなか、安心して耐震改修を実施できるよう、地域の建築士及び大工・工務店の体制整備を行います。

① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の 2 名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」（平成 17 年 7 月作成）が活用出来る地域の建築士及び大工・工務店が連携して体制の整備に努めます。

② 町民への啓発活動

耐震診断と耐震改修を促進するための広報を行います。

また、建築関係団体その他が開催するイベントにおいて積極的な広報活動を行います。

③ 耐震診断・改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力の向上を図るべく指導助言を行います。

4 地震時の建築物等の総合的な安全対策

① 家具等の転倒や落下防止対策

阪神大地震など過去の大きな地震時に、住宅そのものの倒壊はなかったが家具の転倒により尊い命が失われた例もあり、身のまわりの家具の転倒・落下防止対策にも力を入れて啓蒙を図ります。

また、直近で起きた大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生していることから、法基準に満たないブロック塀などの除去等も促します。

② 優先的に耐震化に着手すべき建築物及び区域の設定

○ 公共施設のほとんどは耐震化されているため、未対策の2施設（前記表6）の耐震化を促進します。特に、福田保育所は早い対応が求められます。また、民間の建築物で耐震化されていない建築物の多くは個人住宅であり、隣県で起きた大地震による被害を他人事ととらえず、真剣に自分の家の安全対策を講ずるよう啓蒙を図ります。

○ 新地町の広さは約7km四方と狭いため、地震時には町全域が同程度の揺れを受けるものと考えられます。しかし、過去の大きな地震による被害は海岸に近い地域で多く発生しており、地震による津波防災対策推進と併せそれらの地域は優先的に耐震化を図る地区に位置づけします。

5 (参考) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

○ 法第5条第3項第2号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、福島県地域防災計画では次の国県道を緊急輸送路として指定しています。なお、当町として緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、建築基準法第42条に規定する道路を指定します。

参考：福島県地域防災計画指定の緊急輸送路（町内分）

路線名	区間	指定の種別
国道6号	町内の全区間	第一次確保路線
国道113号	県道相馬港線～宮城県境	第一次確保路線
県道相馬港線	町内の全区間	第一次確保路線
(主) 相馬亙理線	相馬市境～新地停車場釣師線	第二次確保路線
県道新地停車場釣師線	相馬亙理線～赤柴中島線	第二次確保路線
県道赤柴中島線	新地停車場釣師線～国道6号	第二次確保路線

Ⅲ 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成・公表

- 地震ハザードマップは、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能な詳細なもので、地震による揺れやすさだけでなく、地域の実情に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等についても分かる地図となっている。
- 国は今後、市町村が耐震関係の補助事業を実施するにあたり、この地震ハザードマップの作成を必須としました。町では木造住宅の耐震診断補助事業及び改修を実施していますが、将来は耐震改修にも取り組むことが求められており、早い時期に作成するものとします。

2 相談体制の整備

- 都市計画課を建築相談窓口とし、本計画の推進に関することや木造住宅の耐震診断及び耐震改修に関する技術的相談を受け付けることとします。
- 日常からの備えとして家具の転倒防止等、災害予防全般については、全町あげて取り組むものとします。
- 耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては、県消費生活センター及び建設工事紛争処理担当グループと連携して相談の補助を行います。

3 耐震診断・改修及びブロック塀等の安全対策に関するPR

- 広報誌や町のホームページ等においても、耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の促進に関する記事を掲載し、町民に積極的に情報提供を行います。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- 町内では、年間約 30～40 戸の住宅リフォームが行われていると想定され、リフォームと併せた耐震改修が所有者の負担を軽減し効率的であることから、それらの有効性について情報提供を行います。
- 耐震診断及び耐震改修に関する専門的な技術相談への対応のため、(社)福島県建築士会、(社)福島県建築設計協会等の各支部と連携を図ります。
- 金融機関の住宅リフォーム融資策について、国の税制や補助金制度とともにPRを行い耐震改修の動機付けを強化します。

5 自主防災組織との連携

- 本町では、平成 15 年に地区を単位とした自主防災組織が全地区に結成され、災害への対応能力を高めるため訓練や研修活動などが行われている。災害時には地区単位できめ細かな情報収集や対応が可能な体制が出来ており、自主防災組織と連携して本計画の推進を図ります。

自主防災組織では地区の特色を生かし、水害や津波等独自のテーマを設け訓練が行われています。
(写真はバケツリレーの様子)



IV 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための連携等

1 所管行政庁との連携

本計画に基づく耐震診断及び耐震改修を促進するため、福島県建築物地震対策協議会の相双方部会と連携を図っていきます。

2 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会への参加

福島県耐震化・リフォーム等推進協議会は、民間建築物の耐震化・リフォーム等を、関係機関の連携により公平性と透明性を確保して行うことを目的に設立されましたが、当町も参加して連携を図っていきます。

V その他（建築物の耐震診断及び耐震改修に関し必要な事項）

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の実施

- 地震対策推進のため、町でも関係団体からなる建築物地震対策協議会の設置が求められる。しかし、耐震診断・改修及び被災建築物の応急危険度判定に係る専門的知識や経験を有する建築関係者がまだ少ない現状を踏まえ、それらの育成を行いながら「新地町建築物地震対策協議会」の設置を検討します。
- 設置される協議会は、次に掲げる事業を行うものとします。
 - ① 「新地町耐震改修促進計画」の進捗管理及び見直しに関すること。
 - ② 既存建築物の耐震診断・改修の推進に関すること。
 - ③ 被災建築物応急危険度判定制度に関すること。
 - ④ 応急仮設住宅等の建設に関すること。
 - ⑤ その他、協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

2 その他

- 本計画は、原則として社会情勢の変化や耐震化の進捗状等を勘案し、必要に応じて見直しを実施します。
- 耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めることとします。

資料編

1 特定建築物となる要件一覧表 ----- 表 9

耐震改修促進法における規制対象一覧				
※義務付け対象は旧耐震建築物				
用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	